

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 夏期休会明けにも新たな財政法案を提出予定

今般、英国政府は、「夏期休会明けできる限り早い時期に」総選挙の実施により前回の法案(現「2017年度財政法(Finance Act 2017)」)から取下げとなっていた税制改正案を再度盛り込んだ新財政法案を議会に提出する方針であることを明らかにした。英国下院は2017年7月20日から休会し、9月5日に再開の予定である。詳細については、以下を参照のこと。

>> [Finance Bill:Written statement-HCWS47](#) (英国議会ウェブサイト(英語))

これを受けて2017年7月13日、次回の財政法案に盛り込まれる予定の改訂法案を含む政策文書が公表された。Mel Stride 金融担当大臣 (Financial Secretary to the Treasury) は、政策文書公表に際し、「次の財政法案は、既に導入予定として公表されていた政策を法制化するためのものであるが、法案の提出より以前に遡って適用開始となる制度については、当初の政策意図に沿った運用を可能にするために、3月時点で公表されていた法案内容に手続上の調整および追加を加えることとなる。遡及適用となる規定をできる限り明確にするために、本日政府は、当該改訂法案を公表することとしたものである」との背景説明を行っている。

公表された法人税に関する主な法案は以下のとおり。

- [支払利息控除制限制度*](#): 2017年4月1日から施行予定
- [繰越欠損金控除制度*](#): 同じく2017年4月1日から施行予定
- [ハイブリッドミスマッチ規定の改正*](#): ミスマッチ取引に該当する取引の有無を検討するに当たり、考慮の対象となる外国税の定義から地方税を除外する等の改正を含み、2017年7月13日から適用開始予定

* (英国政府ウェブサイト(英語))

このほか、英国法人による一定の株式譲渡益の非課税措置 (Substantial Shareholding Exemption)、第三者支払給与所得、英国居住用不動産とする国外資産に課される相続税、ならびに、みなし居住者の所得税および

キャピタルゲイン税に係る規定に関しても改訂法案が公表されている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [Finance Bill \(No.2\) 2017](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

また、2017/18 課税年度から、または法案提出以前の一定の時点から遡及適用となる規定の一覧についても併せて公表されている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [List of provisions](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

2. Coin-A-Drink 訴訟: VAT の還付および利子は課税対象との上級裁判所判決

英国の上級裁判所 (Upper Tribunal) は、付加価値税 (Value Added Tax: 以下「VAT」) の還付およびこれに関連する単利計算された利子の課税可否に関する Coin-A-Drink 訴訟において、納税者の上訴を棄却した。本件は、Shop Direct 訴訟においては主張されなかった EU 法を根拠として上訴された。納税者は、EU 法に照らして、VAT の還付および関連する利子は、不当利得に関するイングランド法 (English law of restitution) に基づき支払われたものとみなされるべきであるため法人税が課せられないと主張した。簡易裁判所 (First-tier Tribunal) は、国内の不当利得に関する法律は、納税者に VAT の還付に係る法人税を免除される権限を付すものではないと判断し、利子の支払に関しても同様であると結論付けた。上級裁判所は、これに同意している。詳細については、以下を参照のこと。

>> [Coin-A-Drink Limited v The Commissioners for HM Revenue and Customs: \[2017\]UKUT 0211 \(TCC\)](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

3. 税のデジタル化は導入時期を延期

同政策文書上で英国政府は、税のデジタル化 (Making Tax Digital: 以下「MTD」) 計画の実施時期の延期を確認した。売上高が VAT の登録義務基準額以上の企業は、2019年4月まで MTD システムの適用を強制されないとともに、その後も、VAT に関してのみ MTD システムの利用を義務付けられる。また、「システム運用の効

果が確認されるまでは、(早くとも 2020 年 4 月以後) MTD の強制適用範囲を VAT 以外の税目に拡大する予定がない」ことについても述べられている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [Next steps on the Finance Bill and Making Tax Digital](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

4. 事前ルーリング制度(non-statutory clearances)に関する英国歳入関税庁のガイダンス

英国歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は、事前ルーリング制度に関する最新のガイダンスを示した。HMRC は、「2005 年度所得税法(事業所得およびその他の所得)(Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005) Chapter 5 Part 5 に定められた請負人の収益における税制('settlements legislation')、もしくは、非公益信託証書の実行等による税務上の影響に係る事前承認または助言は行わない」との内容となっている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [Non-statutory clearance service guidance](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

5. 土地取引税および地方税(ウェールズ)租税回避防止法: 英国女王の裁可付与

2016 年 9 月 12 日にウェールズ議会に提出された土地取引税および地方税(ウェールズ)租税回避防止法案は、2017 年 5 月 24 日に女王の裁可を付与された。同法の目的は、土地印紙税(Stamp Duty Land Tax: 以下「SDLT」)に代えて、新たに土地取引に関する税制を確立するとともに、地方税の租税回避防止策を講じることである。SDLT は、2018 年 4 月以降、ウェールズでは課税されなくなる見込みである。税率および課税価格帯については、2018 年 4 月に向けて決定される。スコットランドと同様に、一般的な租税回避防止規則(General Anti-Avoidance Rule: 以下「GAAR」)により、ウェールズ歳入庁(Welsh Revenue Authority: 以下「WRA」)が「作為的な」租税回避行動により課税回避されている地方税を回収することができる。WRA は、GAAR 諮問委員会に代えて、必要に応じて専門家の助言を求める予定である。詳細については、次を参照のこと。

>> [Land Transaction Tax and Anti-avoidance of Devolved Taxes \(Wales\) Act 2017 \(anaw 1\)](#) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

6. EU VAT 関連: Paper Consult: 「休止中」のルーマニア事業主からの仕入れに係る課税

ルーマニアでは、VAT 税務申告書を 6 カ月間提出していない、または登録上の住所に存在しない取引業者を「休止中(inactive)」としてリストにまとめており、このリストに掲載されている休止中の事業者から商品を購入した場合は仕入税額控除を認めていない。この制度は、適切に売上に係る税額を納税しない可能性のある会社との取引を抑制することを目的としているが、Mengoizzi 法務官は、これは認められないとの考えを表している。顧客側がリストを確認することは難しいことではないとい

え、この措置はサプライヤーが脱税に関与しているという決定的な推測を意味する(書類に不備がない場合において、仕入れに係る VAT の還付を否定する唯一の根拠)。法務官は、VAT の適切な徴収を確実にし、脱税を阻止するために必要と考えられる範疇を超えていることとしている。ルーマニアは、裁判所が法務官の意見に従う場合には多額(合計で、ルーマニアの GDP の 0.5% 相当額)の還付が発生する可能性を懸念している。詳細については、以下を参照のこと。

>> [OPINION OF ADVOCATE GENERAL MENGOZZI delivered on 31 May 2017 \(1\)](#) (欧州司法裁判所ウェブサイト(英語))

7. EU VAT 関連: Di Maura 訴訟: イタリアの貸倒懸念債権に係る控除および倒産の要件

2016 年 10 月、英国控訴裁判所(Court of Appeal)は、GMAC 訴訟において、貸倒懸念債権に係る控除は、倒産手続が開始された場合に限定されないことを認めた。国内法のタイムリミットにより、この「倒産要件」に関する決定が英国に与える影響は限定的である。しかしながら、Di Maura 訴訟は、他の加盟国においては本件が重要事項である事を示している。Juliane Kokott 法務官の意見書によると、中立の原則とは、「国家の代わりに税金を徴収する取引業者は、基本的には、最終的な VAT 負担を免除される」というものである。倒産手続に則った返金請求を不成功ながらに行いつつ、同時に、数年間に渡って当初納付した売上に係る VAT の実質的な資金調達を強いられることは、中立性を損なうこととなる。したがって、法務官の意見によれば、加盟国が「VAT は実際に支払われた金額について課税されるべきである」という一般原則から逸脱する権利は限られている。加盟国は事業者による課税対象額の修正を妨げるべきではなく、修正の遅延のみが認められ、貸倒が「ほぼ確実」となるまで修正を遅延すべきでないものとする。加盟国は、貸倒が起こり得るといふ適切な証拠を要求する権利を行使するか、または(現在の英国と同様に)6 カ月経過後は支払がなされないであろうと仮定することができる。ただし、倒産手続を終了するという要件は手続にかかる期間が長い事や、また手続に対して課税対象者に影響力が殆どないという事から過剰である。詳細については、以下を参照のこと。

>> [OPINION OF ADVOCATE GENERAL KOKOTT delivered on 8 June 2017 \(1\)](#) (欧州司法裁判所ウェブサイト(英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.